

アンケート調査対象建築物	
所在地	三田市●●●● ●●番●●●号
調査 ID	●●●●●●●●



資料3



【 ご回答にあたってのお願い 】

- ◆ 上記 QR コードを読み取れば、インターネット回答が可能です。
- ◆ あてはまる回答の番号に○をつけてください。



住宅が空き家でない、または、売却等により所有者が変わっているにもかかわらず、

1 住宅の状況について ご回答ください

問1・調査対象の住宅は、「3ヶ月以上空き家」となっていますか。(1つに○)

1 空き家となっている

2 空き家ではない



問・1 - 2・利用状況等について。(1つに○)

- 1 住宅、倉庫等の利用をしている。
- 2 一時的な空き家状態で、近いうちに利用する。
- 3 売却等により、現在所有していない。
- 4 その他



問2・空き家となってから、どれくらい経過していますか。(1つに○)

1 1年未満

4 5年以上10年未満

2 1年以上3年未満

5 10年以上

問3・建設された時期は、いつ頃ですか。(1つに○)

1 昭和56年以前/旧耐震基準の建物

2 昭和57年以降/新耐震基準の建物

問4・建っている土地は、借地ですか。(1つに○)

1 借地である

2 借地ではない

問5・「空き家となった(なっている)きっかけ」は、次のどれにあたりますか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---------|----------------|
| 1 相続した | 5 転勤 |
| 2 住み替えた | 6 施設への入居、または入院 |

問6・「空き家」の状態が続いている理由は次のどれにあたりますか。

(あてはまるものすべてに○)

- | |
|------------------------|
| 1 使う予定がある |
| 2 売りたい・貸したい |
| 3 思い入れのある家をそのままにしておきたい |
| 4 建物を壊すと固定資産税が上がるから |

今の状況を教えてください。

(1つに○)

A 準備中

問7・いまどのような状態ですか？（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|------------------|---------------|
| 1 居住するには問題ない | 5 家財道具等を置いたまま |
| 2 一部手直しをすれば居住できる | 6 把握していない |

つ 維持・管理の状況について、ご回答ください

問8・定期的に、空き家の「維持・管理」は行っていますか？（1つに○）

- | | |
|---------|----------|
| 1 行っている | 2 行っていない |
|---------|----------|



問10・へお進みください

問9・日頃の管理者は誰ですか。(あてはまるものすべてに○) →問11へお進みください

- | | |
|----------|---------|
| 1 本人(家族) | 4 不動産会社 |
| 2 親戚 | 5 その他 |

問10・維持・管理ができない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------|---------------------|
| 1 遠方に住んでいるため | 5 管理する必要性を感じない |
| 2 費用の問題 | 6 誰に管理を依頼すればいいかわからな |

問11・公益社団法人 三田市シルバー人材センターでは、所有者に代わり、有料で日常点検や植木の剪定等の業務を行っていますが、ご存知でしたか。(1つに○)

※ 「空き家管理委託」の事業概要はチラシを参照してください。

- | | |
|---------|--------|
| 1 知っている | 2 知らない |
|---------|--------|

問12・三田市のふるさと納税の返礼品に、「空き家管理委託」や、「ふるさと“空き家の見回り点検”お任せチケット」があります。ご存じですか。(1つに○)

1 知っている

2 知らない



2 空き家の利活用に向けた音向め古埵策について、ご回答ください

問13・空き家を今後利活用したいと思いませんか。(1つに○)

1 条件が合えば利活用したい

問14へ

2 利活用したい

問15へ

問14・問13で「条件が合えば利活用したい」とご回答された方へ

どのような条件であれば利活用したいですか。

(あてはまるもの全てに○)

1 いい買い手、借り手が見つければ

3 建物の修繕費用の都合がつけば

問15・問13で「条件が合えば利活用したい」、「利活用したい」とご回答された方へ

どのように利活用したいですか。

(あてはまるもの全てに○)

1 自分または親族の居住のため

4 地域活動のために貸したい

2 誰かに売りたい

5

そ

の

他

問16・問13で「利活用したくない」とご回答された方へ

その理由を教えてください。

(あてはまるもの全てに○)

1 将来使うから

5 希望の価格で売れない(貸せない)から

2 思い入れがあるから

6 資産として保有しておきたいから

3 仏壇など荷物が残っているから

7

そ

の

他

問17・空き家を利活用するために行政の支援はどのようなものが必要と考えられますか。

(あてはまるものをすべてに○)

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1 空き家の利活用に関する情報の提供 | 5 専門家への相談会 |
| 2 空き家バンク制度 | 6 相談窓口の充実 (具体的に: |

4 空き家所有者ご自身のご自身のことを教えてください

問18・あなたの「年齢」はおいくつですか。(1つに○) (令和4年9月1日時点)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 30歳未満 | 4 50歳以上 59歳以下 |
| 2 30歳以上 39歳以下 | 5 60歳以上 69歳以下 |

問19・「現在のお住まい(ご自宅)」は、以下のどれに該当しますか。(1つに○)

- | | |
|---------------|----------|
| 1 持家(一戸建て) | 4 公的賃貸住宅 |
| 2 持家(分譲マンション) | 8 5 その 他 |

5 三田市が行っている空き家に関する事業について、ご存じですか

三田市では空き家の利活用や住み替えを支援するため、次の取り組みを行っています。

○ 三田市空き家バンクについて

制度概要(市 HP)

所有者が空き家を市に登録し、市はホームページ等で物件を紹介します。



問2-0 「空き家バンク」制度について申し込みまたは制度説明を希望されますか？(1つに○)

1 利用を申し込みたい

3 制度の詳細を知りたい

○ マイホーム借上げ制度について

「マイホーム借上げ制度」は、50歳以上の方のマイホームをJ T

制度概要(社団 HP)



I(一般社団法人 移住・住み替え支援機構)が借上げて転貸し、安定した賃料収入を保証するものです。

問2 1-1・「マイホーム借上げ」制度についてご存知でしたか。

(1つに○)

1 知っている

2 知らない

問2 1-2・「マイホーム借上げ」制度について申し込み、または、制度説明を希望されますか？

(1つに○)

1 利用を申し込みたい

3 制度の詳細を知りたい

○ 住まいの無料相談会・住まいのセミナーについて

三田市はNPO法人兵庫空き家相談センターと連携し、住まいの無料相談会を毎月第3水曜日に開催しております。

また、専門家による住まいのセミナーも開催しております。

※詳しくは別紙チラシを参照してください。

制度概要(市HP)



問22・住まいの無料相談会のご案内をご希望でしょうか。

ご希望の場合、後日、市役所の担当からご案内させていただきます。(1つに○)

1 案内を希望する

2 案内を希望しない

○ 地域の空き家モデルハウス事業について

NPO 法人兵庫空き家相談センターは、三田市と連携した空き家のモデルハウス開設を検討しています。モデルハウスは地域と連携してリノベーション(改修)し、地域活動等の活動拠点として利用していきたいと考えています。

問23・空き家モデルハウス事業について関心はありますか。

関心がある場合、市役所の担当から後日ご連絡させていただきます。(1つに○)

1 関心がある

3 詳しい話を聞いてみたい

「空き家バンク制度」、「マイホーム借上げ制度」、「住まいの無料相談会」、「空き家モデルハウス事業」等にご関心のある方は、電話番号またはメールアドレスをご記入ください。

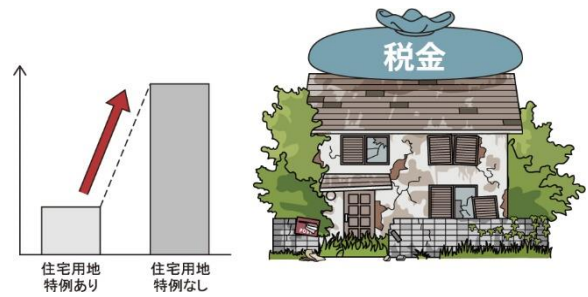
後日、市より制度についてご案内させていただきます。

電話番号 _____ :

メールアドレス _____ :

6 空き家に関する法律について

問25 「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、周辺の生活環境に対して不適切な空き家である「特定空き家等」と認定された場合、将来、固定資産税の軽減措置の対象から外れる可能性があることは、ご存知ですか。



(1つに○)

1 知っていた

2 知らなかった

問26 民法、不動産登記法等の改正により、令和6(2024)年4月1日から相続登記が義務化されます。過去の相続を含めて、登記が義務化されますが、ご存じでしたか。

(1つに○)

1 知っていた

2 知らなかった

問27 空き家についての要望や意見等について、ご自由にご記入ください。



質問は以上です。

最後になりますが、用紙を返信用封筒に入れ、返送いただきますよう、よろしくお願いいたします。

調査へのご協力、ありがとうございました。